港区地域保健福祉計画（令和9（2027）年度～令和14（2032）年度）（素案）概要

第1部 第1章

1 計画策定の背景と目的（本編８頁）

地域福祉を取り巻く環境の変化と次期計画の策定

区は、令和３（2021）年度から令和８（2026）年度までの６年間を計画期間として、港区地域保健福祉計画のほか、港区高齢者保健福祉計画や港区障害者福祉計画等を一体的に策定し、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、健やかに安心して暮らし続けることのできる支え合いの地域社会の実現に取り組んできました。

全国的には、人口減少局面を迎える中、港区では令和32（2050）年に向けて全世代の人口、とりわけ65歳以上の高齢者の増加が見込まれています。人口増加や社会情勢の変化により複雑化・複合化する福祉ニーズに対応するためには、分野を超えた連携、地域との協働及び包括的な支援体制の整備等を通じて、港区のめざす地域福祉を更に深化させていく必要があります。

令和８（2026）年度末をもって現行計画期間が満了することに伴い、令和９（2027）年度から令和14（2032）年度までの６年間を計画期間として、港区地域保健福祉計画を策定します。

2 港区地域保健福祉計画に包含・連携する計画（本編10頁）

関連する福祉分野の計画の一体的な策定に加え、関連計画とも連携

高齢者	【一体化】市町村老人福祉計画、市町村介護保険事業計画、市町村認知症施策推進計画
障害者	【一体化】市町村障害者計画、市町村障害福祉計画、市町村障害児福祉計画
健康づくり・保健	【一体化】市町村健康増進計画、市町村自殺対策計画、市町村食育推進計画
地域福祉	【一体化】成年後見制度利用促進基本計画
子ども	【連　携】港区子ども・若者・子育て総合支援計画

保健福祉施策を包括的に推進する計画として、高齢者や障害者といった各分野の計画と一体化するとともに、子ども分野については、子ども分野の総合計画である港区子ども・若者・子育て総合支援計画と連携することで、地域福祉の連続性・一体性を確保していきます。

第1部 第2章

3 新たな法律、法改正への対応（本編19頁）

国の法・制度改正等に適宜対応し、必要な施策を検討

- 社会福祉法 改正（令和８年６月成立）
- 孤独・孤立対策 推進法の制定（令和６年４月施行）
- 高次脳機能障害者 支援法の制定（令和８年４月施行）
- 成年後見制度に 関連した民法等 の改正（令和８年６月公布）
- 医療的ケア児及び その家族に対する 支援に関する法律の改正（令和８年７月公布）

現行の港区地域保健福祉計画（令和３（2021）年度～令和８（2026）年度（令和５年（2023）年度改訂版））の策定後に制定、改正等が行われた法律や、それに伴い変更された制度に対応し、必要な施策を検討します。

4 保健福祉基礎調査の概要（本編25頁）

港区保健福祉基礎調査の結果を計画の内容に反映

反映例

高齢者調査　認知症への理解促進や、本人の声を尊重した支援・サービスの充実が必要

→ ・認知症施策推進計画を策定し、本人の意思や希望を重視した施策の推進、相談・診断後支援の連続性の確保、早期の気づきから継続支援までの仕組みの充実など、認知症施策を体系的に推進

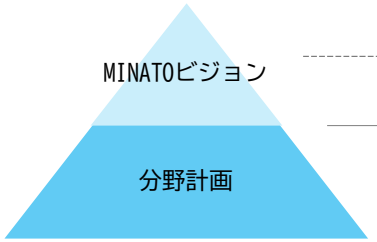
障害者調査　グループホーム、短期入所、就労支援などニーズに応じた障害福祉サービスの基盤整備が必要

→ ・様々な障害特性に応じた施設整備の推進
・民間事業者の施設整備費用の補助やマッチング事業の実施

高齢者、障害者、一般区民、介護サービス事業者、障害福祉サービス等事業者を対象として令和７年度に実施した港区保健福祉基礎調査により把握した区民の意識やニーズ等を基礎資料として計画に反映します。

5 新たな基本計画：MINATOビジョンとの関係（本編32頁）

地域保健福祉計画はMINATOビジョンにおける「福祉・保健分野」の分野計画として整合性を取って策定



- 2040年代の港区の将来像：今を引き継ぎ、社会課題を乗り越え、未来を創る。「歴史と未来」「都会と自然」「地域と世界」が交差し、一人ひとりが自分らしく、幸せに暮らせるまち
- 福祉･保健分野の将来像：孤立させない地域の輪をつくる。お互いが支え合い、一人ひとり自分らしく暮らせる健康福祉先進都市
- 福祉・保健分野の分野計画 地域保健福祉計画

港区基本構想、港区基本計画、港区実施計画を統合した港区の最上位計画であり、令和22（2040）年代の区の将来像と、その実現に向けた政策・施策の方向性を一体的に示す総合計画「ＭＩＮＡＴＯビジョン」において、2040年代をターゲットとした区の将来像及び分野の将来像を設定しています。

港区地域保健福祉計画は、ＭＩＮＡＴＯビジョンにおける「福祉・保健分野」の分野計画として位置付けられており、ＭＩＮＡＴＯビジョン及び分野の将来像の実現に向け、分野計画として内容の整合性を図って策定します。

第1部 第3章

6 港区地域保健福祉計画全体でめざす姿（本編36頁）

区を取り巻く環境の変化や将来像を踏まえ、今期の計画におけるめざす姿を設定

一人ひとり寄り添い心豊かな暮らしを支える

地域の支え合いの中で、年齢や健康状態、障害の有無などにかかわらず、一人ひとりの状況や思いに寄り添いながら、誰もがやすらぎや生きがいを感じ、その人らしく健やかに安心して暮らせるよう支えます。

めざす姿の実現に向け、高齢、障害、健康づくり・保健、生活福祉、地域福祉の各分野の取組を体系的に構築します。

第1部 第3章

7 めざす姿を実現するために総合的に取り組む内容（本編36頁）

計画全体で総合的に取り組む必要がある課題を４つの視点として整理

人口増加やそれに伴う将来的な人口構造の変化、地域や家族のつながりが変わっていくなかで、区民が抱える福祉課題も複雑化・複合化しています。
福祉分野の幅広い取組については５つの分野に体系化して推進するとともに、ＭＩＮＡＴＯビジョンに掲げる将来像の実現に向け、複数の分野にまたがり、計画全体で取り組む必要がある課題を４つの視点として整理しました。単一の分野の取組だけでは解決することが困難なこれらの課題に対し、各分野の取組を連携させながら、総合的に取り組みます。

視点1 社会的孤立の解消、居場所づくり

孤独・孤立は、就労、子育て、介護、転居などを契機に誰にでも生じる一方、周囲から把握しにくい場合もあることから、日頃から頼れる相談先や多様な居場所、世代を超えたつながりを充実させ、孤独・孤立の予防と早期の支援につなげます。

主な取組
- 孤独・孤立対策のプラットフォームの整備
- 高齢者と家族介護者を支えるネットワークの充実
- 高齢者の見守りの強化　等

視点2 地域で安心して健やかに暮らせる生活の実現

人口増加や高齢化に伴い、健康の維持・増進、福祉サービスの需要増加への対応、本人の意思を尊重した支援、災害時の安全確保が求められることから、生涯を通じた健康づくりを進めるとともに、必要なサービスや環境を整え、住み慣れた地域で安心して暮らせる生活を支えます。

主な取組
- 全世代型の健康づくり強化
- その人の意思を尊重した在宅療養・地域包括ケアの体制強化
- 施設整備による生活基盤の確保　等

視点3 次世代を見据えた福祉の担い手の確保・育成

福祉人材や地域活動の担い手の不足・高齢化が進む中、将来にわたり必要なサービスや活動を継続できるよう、介護・障害福祉サービスを支える人材の確保・定着と事業所の生産性向上を重点的に支援するとともに、地域の担い手の活動支援や参加のきっかけづくりにより、担い手のすそ野を広げます。

主な取組
- 安定的な介護・福祉サービスの提供に向けた介護・障害福祉サービス事業所への支援の強化
- 民生委員・児童委員の活動支援の強化　等

視点4 制度の狭間や複雑化・複合化した課題への対応

必要な支援につながりにくい状況や、複数の課題が絡み合うケース、既存の制度だけでは対応が難しい困りごとに対応するため、相談を丁寧に受け止め、潜在的な課題を捉え、必要な支援につなぐ力を高めるとともに、多職種が連携した包括的な支援を充実します。

主な取組
- 区役所改革に伴う福祉総合窓口の機能強化
- ライフステージ移行期における切れ目ない相談支援の充実　等

第2部 第1章～第5章

8 分野ごとの内容（本編47頁）

５分野で体系的に地域の福祉を推進

複合化・複雑化する福祉課題に対応するため、高齢者分野、障害者分野、健康づくり・保健分野、生活福祉分野、地域福祉分野の５分野・５章構成で体系的に福祉施策を推進します。

第１章 高齢者分野

高齢者一人ひとりに寄り添った支援が充実し、いきいきと、自分らしく、安心して、暮らせるまちをめざします

ポイントとなる取組
- 浴室利用や世代間交流事業等の拡充などのいきいきプラザの機能強化や、六本木及び台場地域での区有施設と民間施設の双方を視野に入れた、いきいきプラザの機能確保の検討
- 高齢者相談センターの相談窓口を拡充し、相談支援体制を強化
- 家族介護者を支える取組や相談支援、負担軽減につながる取組により、介護家族を支える環境づくりを推進
- （仮称）認知症フレンドリー宣言の策定など、認知症の有無にかかわらずともに暮らせる地域づくりを推進
- 負担能力に応じた所得段階の細分化など、介護保険料の上昇抑制や適切な負担の在り方を検討

第２章 障害者分野

障害特性にかかわらず、ライフステージに応じた支援のもと、自ら選び、安心して自分らしく暮らせる地域共生社会を実現します

ポイントとなる取組
- 区内の障害者施設整備に適した用地の取得に取り組むなど、障害者グループホームや生活介護事業所の整備を推進
- 18歳を迎える障害児の成人期の障害福祉サービスへの移行や、65歳の介護保険移行期への接続など、ライフステージ移行期における切れ目ない相談支援を充実
- 区内４か所の基幹相談拠点が連携し、相談支援事業所への支援、複雑・困難な相談への対応など、本人や家族の希望に寄り添った相談支援を充実

第３章 健康づくり・保健分野

全世代にわたる健康づくりや生活環境の充実、感染症対策により、区民が健やかで心豊かに生活できる社会を実現します

ポイントとなる取組
- 生涯を通じた健康づくりとがん対策、母子の健康を支える環境整備、こころの健康・自殺対策を総合的に推進
- 感染症対策の正しい情報を発信するとともに、地域の医療機関等と連携し、感染症の早期発見・早期治療とまん延防止を推進
- 食の安全、医療安全、施設の衛生管理を推進するとともに、人と動物が共生できる環境を整備

第４章 生活福祉分野

経済的な課題をかかえても、安心して健やかに地域生活を送ることができる環境を実現します

ポイントとなる取組
- 適切な安否確認等のための訪問体制強化や、複雑多様化した被保護世帯を巡る諸問題に対応するための生活保護業務相談支援員の設置などの相談体制強化
- アウトリーチによる相談も含めた子どもの進路選択支援の実施など、包括的な自立支援を推進

第５章 地域福祉分野

地域のつながりと支え合いの中で、不安や悩みに寄り添いながら、誰もが自ら望む場所でその人らしく安心して暮らせるまちをめざします

ポイントとなる取組
- 区内医療機関や介護事業所等との連携強化、退院後の在宅生活等まで切れ目ない支援に向けた退院調整の仕組みの構築など、在宅療養相談センターの機能を強化
- 避難行動要支援者支援システムを活用し、支援関係者間で要支援者の状況や個別避難計画を共有するなど、迅速な安否確認及び避難支援を推進

9 計画の期間及び策定・見直しに向けた体制（本編18頁）

第1部 第1章

定期的な進捗管理に基づき計画の見直し

- 計画期間は、令和９年度から令和14年度までの６年間とし、計画期間を前期と後期に区分し、３年目となる令和11年度に見直し
- 有識者、福祉・地域関係団体の代表者、公募区民等で構成する港区地域保健福祉推進協議会において計画策定に関する協議を実施
- 同協議会には、高齢者、障害者、健康づくり・保健、自殺対策、成年後見の分科会を置き、幅広い意見を聴取し、計画の内容に反映するとともに定期的に進捗報告を行い、必要な見直しを実施